

2025年9月9日

商品・サービス

普通預金規定の改定について

十六フィナンシャルグループの十六銀行（以下「当行」といいます。）は、普通預金規定を改定いたしますので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 改定日

2025年12月19日（金）

2. 改定内容

本改定は、普通預金規定第17条に記載の「未利用口座管理手数料」徴収による、預金口座の解約時における経過利息の取扱いに関する内容を追記するものです。

<普通預金規定（一部抜粋）>

下線部変更

現在	改定後
6. 利息 この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。	6. 利息 この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 <u>また、第17条に基づき口座を解約する場合は、解約時の残高に対する利息の付与は行いません。</u>

以 上